



(かし夫)
結局テキコちゃんの場合
どうしたらいいんだろう。
1万円も払えないよ。困ったね。



(マモル君)
まずは家族に相談をしようね。
中学生が通販で1万円の買い物を毎月することなんて普通は考えられないので、保護者の同意が必要だったはずだよ。ここからは、子どもだけで相談していてもダメ。こんな時に頼りになるのが消費者センターだよ。札幌市にもあるんだ。



(しろくま)
ぼくもよく相談してるよー！



(マモル君)
消費者のみんなを、探偵マモル、いや、「札幌市消費者センター」がまもーる！！



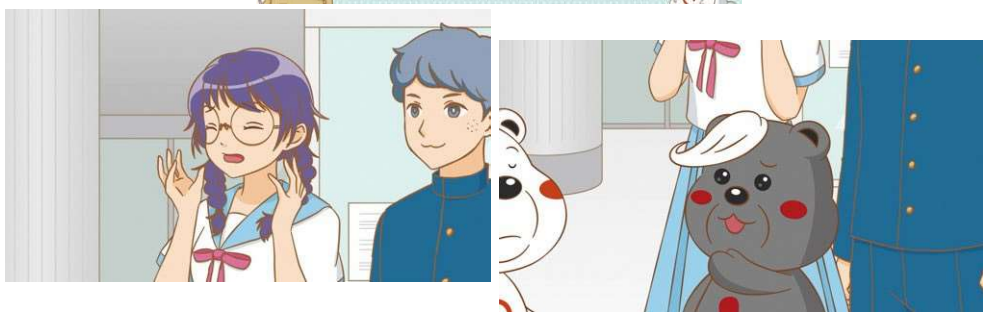
(かし夫)
そんな場所があるんだ。どんなところ？



(マモル君)
「札幌市消費者センター」は、市民の暮らしの安定と向上を目的として1977年に設置されたんだ。例えば「悪質商法による被害、訪問販売・通販などにおける事業者とのトラブル」や「安全性を欠く製品やエステティックサービス等による身体への被害」など、契約や暮らしに関する相談に乗ってくれて、解決へのアドバイスをしてくれるよ。相談は無料だし、まずは電話してみるのがいいよ！



(しろくま)
暮らしに役立つ講座などをやっていることも！



(テキコ)
でも、いざ相談するとなると、やっぱり勇気があるなあ

(くろうくま)
自分の失敗した話をするから恥ずかしいし…



(マモル君)
「消費者トラブルの専門知識をもっている」プロだから安心して！守秘義務もあるので相談内容が外に漏れることもないし。トラブルを放置すると他の人も同じような被害に遭うかもしれないから、相談することで被害を最小限に食い止めることにつながるよ。また、相談することは消費者が困らないように法律が整備されたり、悪質な事業者を取り締まるきっかけになったりもするんだ。





(しろくま)
テキコちゃん、
消費者センターに相談をした方がいいよ。



(テキコ)
そうね、勇気を出してそうするわ。



(マモル君)
電話は 011-728-2121 月曜日～金曜日
の9時～19時。
または消費者ホットライン「188」
にかけよう!
「イヤヤ!泣き寝入り!」で覚えると
いいよ!



(くろうくま)
「イヤヤ!消費者トラブル」でもいいね!
覚えやすい!!!

(マモル君)
みんなも、困ったことがあったら、
まずは気軽に電話で相談してみてね。
みんなで、消費者トラブルから、
自分を守ろう!!!!

